

消防職員賠償責任保険について

Q.	地方自治法の改正により、公務員個人が住民訴訟の被告にならなくなつたと聞いています。 この保険に加入する必要は無いのではないですか？
A.	<p>平成14年9月の地方自治法改正により、公務員個人の責任は問われないと誤解されるケースが多いようです。</p> <p>確かに、新4号訴訟により公務員個人に対する住民訴訟では、自治体の執行機関を被告として住民訴訟が起こるため、一義的には公務員個人での訴訟対応が必要と考えられます。</p> <p>しかし、その職員は自ら弁護士を雇い訴訟参加し、ご自身が法令に違反していなかつたことを示すことができます。</p> <p>この保険では、そのような訴訟参加のための弁護士費用等（着手金・調査費・交通費・諸経費等裁判の過程で必要となる事前に引受保険会社が妥当と同意する費用）を補償することができます。</p> <p>また、自治体が敗訴した場合、一旦は自治体が損害賠償金を負担するものの、自治体はその職員に対し求償することも可能であり職員個人が損害賠償を負うリスクもあります。この保険では、その場合の損害賠償金も対象としています。</p> <p>※なお、免責事項に該当する場合は、いずれの保険金もお支払いできません。</p>
Q.	住民訴訟以外で、個人責任を問われることがあるのですか？
A.	<p>住民訴訟以外でも、公務員個人の窓口での対応が悪く名譽をき損されたとして、その公務員個人に慰謝料を求める民事訴訟等がなされることがあります。</p> <p>訴える側は、誰に対しどのような理由でも訴訟を起こすことが可能あります。結果的に職員個人が損害賠償責任を負わなくとも、それまでに弁護士相談費用などの争訟費用は個人負担を強いられることとなるため、この弁護士相談費用等の争訟費用を保険金としてお支払いするのが本保険の目的の一つです。</p> <p>また、公権力の行使（公務）については、国家賠償法の適応事例となり自治体が賠償責任を負担しますが、公務員に「重大な過失」等がある場合には、公務員本人に対し求償が可能である旨、国家賠償法に定められています。</p> <p>※但し、刑事訴訟の訴訟費用、罰金等はこの保険の対象となりません。（またこの保険では、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づく訴えの結果としての場合を除き、他の被保険者、地方自治体、国からなされた請求（求償も含みます）は補償の対象となりません。但し、その請求以外に他の被保険者、地方自治体、国との間に利害関係がないと判断される場合は対象となります。）</p>

Q.	国家賠償法に基づき地方公共団体に対する賠償請求訴訟がなされる場合、保険金のお支払い対象となりますか？
A.	<p>公権力の行使にあたる公務員の方が、故意または過失によって違法に他人に損害を与えた場合は、国家賠償法に基づき公共団体に対して損害賠償請求訴訟がなされることが考えられます。</p> <p>国家賠償法に基づく訴訟は公共団体に対してなされるため、後に求償される場合を除き、公務員個人の方に損害賠償金、争訟費用の負担が生じることはありません。</p> <p>なお、公務員個人の方に対して民事訴訟がなされた場合は、国家賠償法の対象であるか否かについて争うケースも想定され、この場合に公務員個人の方が負担する争訟費用は保険金のお支払い対象になります。</p> <p>上記の関連において、国家賠償法上、公共団体は、公務員の方に「故意」または「重大な過失」があったときに求償が可能ですが、その求償については保険金のお支払いの対象とはなりません。(地方自治法第242条の2第1項第4号に基づく訴えの結果としての地方公共団体からの請求（求償）は補償対象ですが、この保険では被保険者の故意に起因するもの等免責事項に該当する場合は補償の対象とはなりませんのでご注意ください。)</p>
Q.	勝訴した場合でも費用が発生しますか？
A.	<p>法律で定められている訴訟費用は、基本的に裁判で負けた者が負担することになります。ただし、ここでいう訴訟費用は、裁判を行うのに必要なすべての費用を含むわけではなく、例えば、弁護士費用は原則として訴訟費用に含まれませんので、弁護士費用は裁判の勝ち負けにかかわらず必要となる場合があります。この弁護士費用を本保険で補償することができます。</p> <p>※なお、免責事項に該当する場合は、いずれの保険金もお支払いできません。</p>
Q.	「迷惑行為被害対応費用担保特約」はどんな時に補償されますか？
A.	日本国内において、第三者によって行われた迷惑行為により、消防職員が被った被害について、迷惑行為被害対応費用を負担することによって被る損害に対して、法律相談費用、弁護士費用を保険金としてお支払いいたします。
Q.	「迷惑行為」とはどのような行為ですか？
A.	<p>次の行為をいいます。ただし、同一の原因もしくは事由に起因して生じた、または同一の迷惑行為者による一連の迷惑行為は、なされた時または場所にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の迷惑行為がなされた時にすべての迷惑行為がなされたものとみなします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 暴力、脅迫・強要 イ. 謹謗中傷 ウ. 悪質なクレーム エ. 性的な言動

	<p>オ. 地位や取引関係等を利用した言動であって、取引等に必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるもの カ. その他アからオまでに類するもの</p>
Q.	具体的にはどのような事例が考えられますか？
A.	「消防活動中に混乱した火災被害者から暴力を受けた。」、「職務中の対応に言いがかりをつけられ職員個人宛に訴状が届いた。」等の場合が想定されます。ただし、実際の保険金のお支払いは個別事案によって判断されます。
<p>●協会顧問弁護士の見解</p>	
Q.	職員が消防活動等において発生した賠償責任は、本来消防本部に対して問われるものだと思いますが、職員賠償責任保険の必要性について教えてください。
A.	<p>消防職員の業務遂行に起因する損害賠償請求訴訟は、本来国家賠償法第1条第1項に基づいて地方公共団体に対して問われるべきものであることは間違いません。</p> <p>しかしながら、実態として、損害賠償を求める相手方はこれとあわせて又はこれをしないで民法第709条（不法行為）を根拠にして消防職員個人に対して損害賠償請求の訴えを起こす例が少なくありません。</p> <p>この場合、前述のとおりだからと、これを放置しておくと欠席裁判により消防職員が敗訴してしまうことになります。放置しておいてはいけません。</p> <p>敗訴を防ぐためには、消防職員は、答弁書を裁判所に提出するか、口頭弁論期日に裁判所に出頭して陳述するかしなければなりません。</p> <p>これらの手続きは、消防職員が自分で行うこともできますが、訴訟対応として専門的知識が求められるので、弁護士あるいは司法書士に依頼することが最も確実であると考えます。（弁護士 木下健治）</p>
	<p>当協会の「消防職員賠償責任保険」は、この弁護士費用や弁護士相談料、司法書士報酬を補償します。</p> <p>また、国家賠償法に基づき、地方公共団体が行った損害賠償については消防職員がその求償を求められた場合にも、消防職員賠償責任保険はその全部、又は一部を補償します。</p> <p>（公務員賠償責任保険普通保険約款 第6条(8)・消防職員危険担保特約条項第4条2)</p>